

令和6年度

国民健康保険料が決定

国民健康保険(国保)は、万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

令和6年度の国保料が決定しました(表1)。保険料は、加入者の医療給付費にあてる医療分と後期高齢者支援金に係る支援分、介護納付金に係る介護分(40歳~64歳の人の合計となります)。

■未就学児の均等割額の軽減(申請不要)

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国保に加入している未就学児(令和6年度は平成30年4月2日以降に生まれたお子さん)の均等割額を減額します(表2)。

※法定軽減を適用する低所得者世帯も対象です。

■保険料の納付通知書

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの10期割です。

口座振替の人は自動的に振替します。口座振替を希望される人は同封の口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、指定金融機関にお申し込みください。

また、一定の要件により

1 令和6年度保険料率

区分	医療分	支援分	介護分
所得割	7.89%	3.26%	2.97%
均等割	28,386円	11,612円	12,464円
世帯平等割	18,507円	7,286円	6,124円
賦課限度額	65万円	24万円	17万円

2 令和6年度未就学児均等割額の軽減例(未就学児一人当たり)

法定軽減	区分	軽減前	軽減後
軽減なし	医療分	28,386円	14,193円
	支援分	11,612円	5,806円
2割軽減	医療分	22,708円	11,354円
	支援分	9,289円	4,644円
5割軽減	医療分	14,193円	7,096円
	支援分	5,806円	2,903円
7割軽減	医療分	8,515円	4,257円
	支援分	3,483円	1,741円

■保険料の算出例

4人家族(未就学児がいない世帯)で2人が介護保険2号被保険者(40歳~64歳)に該当する場合

世帯の所得	法定軽減	保険料
43万円	7割	65,040円
161万円	5割	275,020円
261万円	2割	481,270円
300万円		579,710円
400万円		720,910円

振替に変更できます。ただし、天引き対象外の保険料は口座振替や金融機関、コンビニ、スマホ決済アプリで納付してください。

詳しくは、納付書の裏面をご覧ください。

■擬制世帯主

世帯主には、国保の各種届け出や保険料を納める義務があります。世帯主が国保の加入者でない場合でも世帯に国保の加入者がいる場合は、これらの義務を負うことになります。

このような国保の加入者でない世帯主を「擬制世帯主」といいます。なお、擬制世帯主の所得は保険料計算には含まれません。

■納付方法の変更

年金から天引きされる保険料は、届け出により口座

離職月の翌月から令和7年7月まで

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月額を3割減免します。国

■手続きに必要なもの

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

※要件など詳しくは、お問い合わせください。

■非自発的失業者の要件となる離職理由コードと離職理由

離職理由コード	離職理由
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

■対象 次のすべての要件を満たす人

- ・ 離職時点65歳未満
- ・ 雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(上の表)で確認できます。

■軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間(例) 令和5年3月31日から令和6年3月30日までに失業した人

■国保料 離職日翌日の属する月から令和7年3月までの月から令和7年3月までの月

■高額療養費負担限度額等

国保医療課国保年金係(☎983-2962)

市営住宅等の入居者募集

市営住宅と府営住宅の入居者を募集します。

▼申込資格 次のすべての要件を満たす人

1 市税を完納している

2 住宅に困窮している

3 令和3年5月31日以前から現在まで八幡市に住民登録があり、居住している

4 同居親族が同居予定の親族がいる

5 世帯の合計所得が、入居資格に定める収入基準額以下

6 申込者および同居予定の親族が暴力団員または暴力団構成員でない

※単身で申し込む場合は、右記4以外の資格のほか、単身での入居資格を備えていること。

※ひとり親世帯向け住宅は、18歳未満(平成18年6月2日以降生まれ)の児童を1人以上扶養するひとり親世帯に限る。

▼必要書類(2~4は申込者全員のマイナンバーカードがあれば提出不要)

1 市営住宅等入居申込書

2 令和6年度市・府民税課税証明書、または非課税証明書

3 申込者と同居親族全員の住民票の写し(外国人は、「在留期間等」「在留期間満了日」「在留資格」「国籍・地域」が記載された書類も必要)

4 納税義務者全員の完納証明書

5 その他必要書類(身体障害者手帳の写し等)

※入居申込書や家賃、その他詳細は、住宅管理課窓口または市ホームページ(左記QRコードからアクセス可)から入手できる募集案内書で確認してください。

▼申込期間・場所 6月3日(月)~21日(金)の平日午前9時~正午、午後1時~4時に必要書類を住宅管理課へ持参。※郵送および電話による申込不可。

■募集住宅一覧表

〈一般住宅〉

種別	団地名	間取り	募集戸数
府営	小松	3DK・B・T 61㎡	3
	美桜 (※1)	3DK・B・T 46.9㎡	2
	軸 (※2)	4DK・B・T 70㎡	1

〈ひとり親世帯向け住宅〉

種別	団地名	間取り	募集戸数
市営	雄徳 (※3)	3DK・B・T 66.13㎡	1

※1 単身者の申込可能。

※2 特に住宅にお困りのひとり親や障がい者、高齢者世帯を対象とした優先入居対象住宅です。

※3 駐車場はありません。

住宅管理課(☎983・5767)